

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	10	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第27条第1項	不利益処分の種類	病原体に汚染された場所の消毒
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)</p> <p>第27条第1項 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日 厚生省令第99号)</p> <p>第14条 法第二十七条第一項及び第二項に規定する消毒は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行うものとする。 一 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。 二 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。</p>					